

入 札 公 告

下記のとおり競争入札を公告します。

令和6年8月8日

一般財団法人 全国建設研修センター
理 事 長 上 田 洋 平

記

はじめに

本公告は、令和6年6月14日付けで公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)」により改正された建設業法の次の改正内容を取り入れた改正法先行対応工事として発注することとしています。

- ① 不当に低い請負代金による請負契約締結が禁止されることを踏まえた見積書を作成依頼します。
- ② 材料費、労務費その他工事の施工に必要な経費の内訳及び工事工程ごとに必要な日数を記載した見積書が提出された場合には、改正法の「材料費等記載見積書」と同等のものとして取扱い、改正第20条各項の注文者の責務を履行します。
- ③ 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象(リスク)及び当該対応策について、入札手続きの中の提案事項として提案を依頼し、受注者選定時に評価します。

また、働き方改革の観点から、工期に関する基準を踏まえるとともに、週休二日工事(4週8閉所)を想定した工期で発注します。

さらに、技能労働者の処遇の観点から、受注者選定手続きの中で、

- ① 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)の掛金相当額を受注金額に含み、かつ、当該金額が建退共に掛金として充当されること(工事後に確認)
- ② 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の現場登録及び技能労働者の就業履歴蓄積を行うことについて、加点評価します。

(注)これらの改正規定は、現在、施行されておりませんが、法改正の意義に鑑み改正の趣旨を前提とした入札公告としています。(詳細は別添参考資料のとおり)

1. 工事の概要

- (1) 工事名 一般財団法人全国建設研修センター全国建設研修会館建替第Ⅰ期工事
- (2) 工事場所 東京都小平市喜平町2-1-2
- (3) 工事内容 本工事は、東京都小平市喜平町2-1-2地内にある下記の現行建物を解体、新築等の工事を行うものである。

- ① 解体工事 現2号館及び現渡り廊下
 - ② 新築工事 2号館、3号館及び渡り廊下[※]
 - ③ 改修工事 1号館1階
 - ④ その他の工事 上記②新築工事に係る外構工事
- ※は、第Ⅱ期工事となる可能性がある。

(4) 図面配布等

- ①日時：令和6年8月19日（月）以降、当センターに事前連絡の上配布
- ②返却：令和6年9月第1週に予定している現場説明会の前日まで（現場説明会に参加する者は現場説明会時）に返却すること。

(5) 工期 契約の翌日から令和9年5月31日（月）まで

（なお、新2号館の使用開始予定は、令和9年2月1日（月）とする。）

- (6) 本工事は、企業の技術力（提案を除く）及び配置予定技術者の技術力（提案を除く）等について記述した競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者について、審査し競争入札参加資格を満たす者について、現場説明会を実施し、それ以後見積書及び提案の提出を求める段階的選抜方式の工事である。

2. 競争入札参加資格

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 国土交通省関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5.6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち建築工事（以下「建築工事に係る一般競争参加資格」という。）A等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長から一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）、又は建築工事に係る一般競争参加資格の認定（決定）を受けており、当該認定の際に提出した客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,500点以上であること。（前段括弧書きの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,500点以上であること。）

- (3) 東京都、埼玉県及び神奈川県内のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

- (4) 平成26年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び同法第124条に規定する学校の新築工事であること。
- ・研修施設の新築工事であること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - イ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ロ 過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した新築の建築工事（一定以上の規模に限る）の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - ハ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ニ 所属建設業者から入札の申込のあった日以前に当該建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあること。
 - (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
 - (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 段階的選抜方式に関する事項
- (1) 上記2に掲げる競争参加資格を満たす者について、申請書及び資料に記載された企業の技術力について、審査し競争参加資格を満たす建設業者には、別に指定する日時に現場説明会を実施する。
 - (2) 現場説明会に参加した者は、見積書及び提案を提出することができる。
4. 申請書及び資料の提出
- (1) 受 付 期 間

令和6年8月9日（金）から令和6年8月29日（木）まで
 - (2) 提 出 書 類
 - イ 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ロ 誓約書（様式第2号）
 - ハ 建設業の許可通知（建築工事）の写し及び会社案内
 - ニ 2.（2）の令和5.6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち建築工事 A等級に認定されていることを示す書類又は、建築工事に係る一般競争参加資格の決定を受けていることを示す書類と当該決定の際に提出した経営事項審査経営規模等評価結果通知書において建築工事の評価点数が1,500点以上あることを示す書類
 - ホ 2.（4）に掲げる工事施工実績（件名、金額、規模、工期等）を証する契約書の写し（2.（4）を証明するのに不必要な部分は黒塗り可）
 - (3) 提 出 方 法
 - ① 申請書及び資料は、次の受付期間及び受付場所に持参又は郵送とし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
 - イ 持参による受付期間：令和6年8月9日（金）から令和6年8月29日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時30分まで。

ロ 郵送による受付期間：上記イと同様とし、簡易書留であって受付期間の消印があるものに限って受理する。

ハ 受付、郵送場所：一般財団法人全国建設研修センター事務局総務部管財課
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

電話 042-321-1634

5. 競争入札参加資格確認通知、現場説明会及び設計図書等の配布

(1) 競争入札参加資格確認審査後、全ての応募者に競争入札参加資格の有無について通知する。

(2) 上記通知で競争入札参加資格を通過した建設業者に対し、以下のとおり現場説明会を実施する。

イ 日 時 令和6年9月の第1週で全国建設研修センターが別途指定する日

ロ 場 所 東京都小平市喜平町2-1-2

ハ その他 その際に入札説明書・入札書等書式・図面仕様書を配布する。

なお、配布した図面・仕様書は見積書提出時に持参し、返却するものとする。

6. 現場説明会及び設計図書等配布後の日程

現場説明会及び設計図書等配布後の日程については、現場説明会時に説明することとするが、概ね次の日程である。

(1) 見積書及び提案の提出期限

現場説明会実施から2ヶ月程度とする。

(2) 落札者決定

令和6年11月中旬

7. 落札者の決定方法

入札（現場説明会）参加者の「見積額」と当該見積額の根拠の内訳明細見積書を審査するとともに、

① 上記2.（5）の配置予定技術者の技術力に係る過去の工事实績（一定以上の規模にあるものに限る）の立場について

② 工事期間中の周辺環境への配慮対策についての提案（A4判1枚以内で、提案できる項目は5以内）

③ 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（リスク）の内容及び当該事象（リスク）が発生したときの対応への提案（A4判1枚以内で、総合的に判断）

④ 技能労働者の処遇の観点から建退共の掛金相当額を請負金額に含み、かつ、当該金額が建退共の掛金に充当されることの有無について

⑤ 技能労働者の処遇の観点からCCUSの現場登録及び技能労働者の就業履歴蓄積の有無について

についての提出の内容を総合的に判断し落札者を決定する。この場合において、見積額が当センターの予定価格の制限の範囲内であることが必要である。ただし、落札者となるべき者の見積額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要

件を全て満たして入札した他の者を落札者とすることがある。

なお、上記詳細については、現場説明会で説明する。

8. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 契約書作成の要否 要（民間（七会）連合協定工事請負契約約款（最新版）を用い、「はじめに」に記載の内容を当該契約書に加える。）

(6) 請負代金を次のとおり請負業者に支払うものとする。

① 契約成立時に 請負金額の10%

② 新2号館の建築基準法の仮使用が認定された日以後に 請負金額の40%

③ 完成引渡の時に 請負金額の50%

なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第21条第1項に基づいて、保証人を立てた場合には、上記の支払額は次のとおりとする。

① 契約成立時に 請負金額の30%

② 新2号館の建築基準法の仮使用が認定された日以後に 請負金額の30%

③ 完成引渡の時に 請負金額の40%

(7) 上記4. の申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

一般財団法人全国建設研修センター事務局総務部管財課 担当：柏木、野間
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
電話 042-321-1634

(9) 詳細は入札説明書による。

(10) 一般財団法人全国建設研修センター全国建設研修会館建替第Ⅱ期工事については、本件の落札者に優先交渉権を付与する。

① 一般財団法人全国建設研修センター全国建設研修会館建替第Ⅱ期工事の概要
・現3号館解体工事

・上記解体後の整地工事、外構工事

② 第Ⅱ期工事発注時期、契約等

第Ⅰ期工事期間中の適切な時期に、当センターと第Ⅰ期工事落札者との協議により、当該時点での第Ⅱ期工事の工期及び契約金額等を決定し、当該第Ⅱ期工事の契約を締結することを想定している。（1.（3）②の※の工事が第Ⅱ期工事と

なった場合は、第Ⅰ期工事に含まれている 1. (3) ②の※の工事費を変更するものとする。)

【改正建設業法の内容】

(1) 労働者の処遇改善

- ① 建設業者に対して労働者の処遇確保を努力義務化
- ② 中央建設業審議会が作成・勧告する「労務費の基準」に照らし、受注者・注文者の双方に、著しく低い労務費等による見積り書の作成や変更依頼を禁止
- ③ 受注者における不当に低い請負代金による契約締結を禁止

(2) 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ① 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（リスク）がある場合、請負契約の締結までに受注者から注文者に通知するよう義務化
また、資材価格変動時における請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項として明確化
- ② 注文者に対し、当該リスク発生時は、誠実に協議に応ずることを努力義務化。

(3) 働き方改革と生産性向上

- ① 長時間労働を抑制するため、受注者における著しく短い工期による契約締結を禁止
- ② ICT 活用等を要件に、現場技術者に係る専任規制や、公共工事における施工体制台帳提出義務を合理化
- ③ ICT 活用による現場管理の「指針」を国が作成し、特定建設業者や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化。

【建替工事における研修センターの対応】

(1) 労働者の処遇改善

- ① (注文者には直接関係しないが、)
建退協掛金相当額を受注金額に含み、建退協に充当する場合には、受注者選定時に加点措置
また、CCUS の現場登録及び就業履歴蓄積を行う場合には、受注者選定時に加点措置
- ② (中央建設業審議会が作成・勧告する「労務費の基準」が未作成のため、労務費を抜き出して対応せず。)
- ③ 不当に低い請負代金による契約締結はしないことを踏まえた見積り依頼を、発注公告で明記
また、「材料費等の内訳等を記載した見積書」が提出された場合には、改正法（未施行）に基づく注文者の責務を履行

※ ③の「不当に低い請負代金防止」の中でも、労務費について対応

(2) 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ① 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（リスク）及び対応策につき、入札手続の中の提案事項に位置付け。
また、提案の中に、資材価格変動時における請負代金等の「変更方法」がある場合、それを基に合意形成の上、契約書に「変更方法」を記載
- ② 当該リスク発生時は、誠実に協議に応ずることを契約に明記

(3) 働き方改革と生産性向上

- ① 工期に関する基準を踏まえるとともに、週休2日（4週8閉所）工事として工期を設定
- ② (注文者に直接関係せず)
- ③ (注文者に直接関係せず。国の指針未作成)